

いばらき子ども読書活動推進計画

第五次推進計画

令和8年3月

茨城県教育委員会

目 次

第1章 本計画の改定にあたって

1	はじめに	1
2	第四次推進計画に基づいた主な取組と課題	1
	(1) 家庭における取組と課題	1
	(2) 地域における取組と課題	2
	(3) 学校等における取組と課題	2
3	子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	4
	(1) 関係法令等の改正等	4
	(2) 読書活動の変化	5
4	計画期間	6

第2章 基本的方針

1	読書活動を支える環境の整備	6
2	県立図書館と市町村立図書館等の連携	6
3	学校における読書活動の充実	6

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

1	基本的な観点	7
2	家庭における子どもの読書活動の推進	11
3	地域における子どもの読書活動の推進	12
4	学校等における子どもの読書活動の推進	14
5	数値目標の設定	16

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

1	推進体制	17
	(1) 市町村	17
	(2) 県	17
	(3) 国	17
2	財政上の措置	17

【用語解説】	18
--------	----

※ 本計画において、小学校、中学校、高等学校にはそれぞれ以下を含むものとする。

- 小学校：義務教育学校の前期課程
- 中学校：義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程
- 高等学校：中等教育学校の後期課程

第1章 本計画の改定にあたって

1 はじめに

子どもにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でそのための環境整備を積極的に推進していくことは極めて重要です。

国においては、平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律（以下「推進法」という。）が成立し、平成14年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次基本計画）」が策定され、現在は、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次基本計画）」に基づいて読書活動の推進が図られております。

さらに視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。）に基づく施策を総合的に推進するための「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）」が策定されるとともに、計画的な学校図書の新規や学校司書¹充等を図ることを目的とした第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定されるなど、子どもの読書活動推進に係る環境整備が進められています。

本県においては、平成16年3月に第一次「いばらき子ども読書活動推進計画」を策定して以来、第二次推進計画（平成22年1月）、第三次推進計画（平成27年3月）、第四次推進計画（令和4年3月）と改定を進め、子どもたちの読書活動の推進に資する様々な取組を実施してきました。

近年、情報メディアの普及によるデジタル化の急速な進展により、子どもたちの学校外における時間の使い方が多様化しています。また、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次基本計画）」によれば、1か月に本を1冊も読まない子どもの割合（以下「不読率」という。）については、全国的にみると小学校・中学校・高等学校すべての学校段階において増加傾向にあり、依然として子どもたちの読書離れが懸念される状況が続いています。

今回、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次基本計画）」や、子どもたちを取り巻く社会環境の変化、本県のこれまでの成果や課題等を踏まえながら、ここに「いばらき子ども読書活動推進計画（第五次推進計画）」を策定し、子どもの読書活動をさらに推進してまいります。

2 第四次推進計画に基づいた主な取組と課題

（1）家庭における取組と課題

<取組>

- 市町村が行うブックスタート²や、県教育委員会が運営するポータルサイト「家庭教育応援ナビ」³において、読み聞かせの楽しさや家庭での読書の重要性に関する啓発を行うとともに、発達段階に応じた「おすすめの本」を定期的に掲載することで、家庭におけ

る読書に対する理解促進が図られています。

<課 題>

- 子どもたちの言葉に対する興味や関心を高め、言語能力を育てる活動に取り組む必要があります。
- 家庭における読書活動の重要性について、より一層理解を深めていく必要があります。

(2) 地域における取組と課題

<取 組>

- 公立図書館及び公民館図書室（以下「公立図書館等」という。）は、おはなし会や読書への関心を高めるイベントの実施、学校等と連携した取組により、子どもたちが本に触れる機会を増やすことで、読書に対する意識の醸成を図っています。
- 市町村立図書館及び公民館図書室（以下「市町村立図書館等」という。）に関しては、図書館が新設されたり、児童図書の所蔵数が増加したりするなど、読書環境の整備が進められています。また、学校等における読書活動を支援する取組等が行われています。
- 県立図書館は、市町村立図書館等の職員を対象に児童サービス⁴関連の研修会を開催しています。また、子どもたちが読書の楽しさに触れる機会を増やすため、イベント等を開催しています。

<課 題>

- 各自治体において、子ども読書活動推進計画の策定や適切な時期の計画改定を行うことで、地域全体で子どもの読書活動の推進を図ることが重要です。
- 全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、多様な子どもに対応した読書環境のさらなる整備が必要です。
- 子どもの視点に立ったサービスの改善や資料の充実、イベント実施等の取組をより一層推進する必要があります。

(3) 学校等における取組と課題

【幼児教育施設】

<取 組>

- 幼児教育施設⁵における絵本の読み聞かせ等の活動の充実を図っています。
- 保育者⁶を対象とした読み聞かせに関する研修会で資質の向上を図っています。
- 多くの幼児教育施設において、小学校・中学校・高等学校等と連携し、児童生徒による読み聞かせが行われています。

<課 題>

- 読み聞かせの方法や絵本の選定について情報を収集し、工夫していく必要があります。
- 本を読むことの楽しさを感じる機会を増やすために、公立図書館等と連携した読書活動の充実に努める必要があります。

【小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等】

① 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

<取組>

- 全校一斉読書の時間を設けるなど、読書習慣の定着を図っています。
- 国語科や総合的な学習（探究）の時間をはじめ様々な教科等において学校図書館を活用した授業が実施されており、教科書教材等と関連した読書を推進しています。
- 児童生徒の図書委員会活動によるおすすめの本の紹介など、学校図書館の活用を促す取組が進んでいます。
- ボランティアによる読み聞かせやブックトーク⁷等を実施し、読書への意欲を高めています。
- 「みんなにすすめた一冊の本推進事業」⁸に取り組むことにより、児童生徒の読書の質及び量の充実を図っています。

<課題>

- 他の市町村や学校による児童生徒の興味・関心を高める好事例を参考として取り入れていくことで、活動を一層充実させる必要があります。
- 公立図書館等で行っている団体貸出等のサービスを積極的に活用するなど、子どもたちの読書環境を充実させる必要があります。

② 学校関係者の意識高揚

<取組>

- 学校図書館研究部等の活動や研修会等において、学校図書館の活用や読書指導について優れた実践事例を学ぶ機会を設けるなど、教職員の読書に対する意識の醸成を図っています。
- 学校図書館司書教諭講習に教員を派遣し、司書教諭⁹を計画的に養成しています。

<課題>

- 司書教諭や学校司書以外の教職員についても、子どもの読書の重要性や学校図書館の活用に関する意識をさらに高め、学校全体で取り組んでいく必要があります。

③ 特別な教育的支援を必要とする子どもの読書活動の推進

<取組>

- 各校種において、障害のある子どもの実態に応じた選書や環境の工夫、ICT 機器の活用等を推進しています。
- 視覚障害者等情報総合ネットワーク「サピエ」¹⁰を周知しています。
- 公立図書館等において、学校等で活用できる録音図書等を提供しています。

<課題>

- 小学校・中学校・高等学校等においても、視覚障害や読み書きに困難がある等の障害

の状態や程度に応じ、豊かな読書活動を体験できる ICT 機器を活用した教育活動をさらに工夫する必要があります。

- 視覚障害者等情報総合ネットワーク「サピエ」や公立図書館が提供する録音図書等を活用することで、教育活動をさらに工夫する必要があります。

④ 学校図書館の環境整備等の充実

<取組>

- 小学校・中学校における学校図書館図書標準¹¹の達成や学校司書の配置率向上を目指し、情報提供を行っています。
- 県立図書館は、学校図書館への十分な資料の貸出が困難な市町村立図書館等に対して、継続的な支援を行っています。

<課題>

- 学校司書の配置については、法令において努力義務に留まるため、各学校における配置状況に差があります。
- 公立図書館等と学校図書館との連携をさらに推進する必要があります。

3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

子どもの読書活動を取り巻く情勢は、第四次推進計画の策定からおおむね4年を経過する間に大きく変化しています。それらの変化に対応しつつ、子どもの読書活動を推進するためには、以下の点に留意する必要があります。

(1) 関係法令等の改正等

① 読書バリアフリー法の制定

令和元年6月に読書バリアフリー法が施行されました。この法律は、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。同法第7条に基づき「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第一期）」が令和2年7月に、続く第二期計画が令和7年3月に策定され、施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

なお、読書バリアフリー法第8条において、地方公共団体は、国が策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定に努めることとされており、「いばらき子ども読書活動推進計画」は、この地方公共団体の計画の一部を構成するものとして位置付けています。

② 教育におけるデジタル化の進展

令和3年9月のデジタル庁の設置をはじめ、経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向けた取組が進められています。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月閣議決定）では、教育DXを見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられています。児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想が展開される中、令和4年12月には「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されました。この閣議決定においては、GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備に加え、ICTを最大限に活用した高等学校の教育環境改善のためのネットワークの構築等とおして、学校規模や地理的要因等にとらわれず教育の質を高める手段である遠隔教育の推進に取り組むことが示されているとともに、図書館などの社会教育施設において、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進すること等が示されました。

③ 第6次学校図書館図書整備等5か年計画の策定

第6次学校図書館図書整備等5か年計画が令和4年1月に策定されました。同計画は、公立小中学校等の学校図書館に整備すべき蔵書の標準を示した「学校図書館図書標準」（平成5年3月29日付け文科省初等中等教育局長決定）の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配置及び学校司書の配置拡充を図ることとしており、学校図書館の整備充実に努めています。

④ 子どもの視点に立った読書活動の推進

令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、令和4年6月には、こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）やこども基本法（令和4年法律第77号）等が成立しました。これらを踏まえ、子どもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映させていくことが求められています。読書活動の推進に当たっても、子どもが、それぞれ、好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等、様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させる等、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことが重要です。

（2）読書活動の変化

学校読書調査（公益社団法人全国学校図書館協議会）によると、推進法が制定された平成13年度以降の読書量は年ごとの増減はあるものの、1か月間の平均読書冊数は、小学

校・中学校・高等学校いずれの学校段階においても増加傾向にあることがわかります。

一方、不読率については、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次基本計画）」の初年度にあたる令和5年度は小学生7.0%、中学生13.1%、高校生43.5%でしたが、令和6年度は小学生8.5%、中学生23.4%、高校生48.3%であり、いずれの学校段階も上昇傾向にあります。子どもの読書活動の意義を踏まえれば、全ての子どもたちが本に接することができるようにすることが重要です。

4 計画期間

本計画は、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次基本計画）」を踏まえるとともに、本県における県総合計画の計画期間に準じて、令和8年度から令和11年度までを計画期間とします。

第2章 基本的方針

「ひとりひとりの能力を開発し 豊かな人間性をつちかう」「じょうぶな身体をつくり たくましい心を養う」「郷土を愛し 協力しあう心を育てる」という本県教育の目標を達成する上で、読書活動の推進は重要な取組の一つです。

さらに、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るとともに、全ての子どもたちが本に接することができる環境づくりに積極的に取り組む必要があります。

このことから、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次基本計画）」及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）」を踏まえ、次の方針のもと、社会全体で子どもの読書活動を推進します。

1 読書活動を支える環境の整備

- 不読率の低減及び子どもの自主的な読書活動の推進のため、家庭・地域・学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めます。
- 多様な子どもたちの読書機会を確保するとともに、子どもの視点に立った読書活動の推進に努めます。

2 県立図書館と市町村立図書館等の連携

- 県立図書館は、市町村立図書館等の機能を一層充実させるため、市町村立図書館等に対して業務相談や研修会、図書館ネットワークの運用等の支援を行うなど、県内図書館の中心的役割を果たします。

3 学校における読書活動の充実

- 小学校・中学校においては、「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」を推進するとともに、国語科の授業と関連させた読書指導や各教科等における探究的な学びをととした読書活動を推進し、読書の質及び量の充実に努めます。
- 高等学校においては、各教科や特別活動、総合的な探究の時間、進路指導等、様々な教育活動をととして読書活動を推進します。
- 特別支援学校においては、子どもの実態に応じた選書や環境の工夫、ICT 機器の活用等に努めます。

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

1 基本的な観点

子どもの読書活動の推進に当たっては、次のような観点到立ち、家庭、地域、学校を中心として、県全体で取り組むことが求められます。

(1) 関係機関等相互の連携・協力

① 連携・協力の必要性

多様な子どもの読書活動を推進するためには、様々な機関や人々が連携し、社会全体で子どもの読書活動を推進することが重要です。

本計画により、公立図書館や学校、ボランティアをはじめとした民間団体等との連携を図りながら、県内の連携・協力を推進していきます。

② 具体的な取組

ア 図書館間の連携・協力

(ア) 市町村立図書館等との連携・協力

- 市町村立図書館等に対し、資料の整備・充実や読書活動の推進についての助言等を行い、読書環境の向上を図ります。
- 公立図書館未設置の町村における、図書資料の貸出しを含めた読書環境の整備を積極的に支援します。
- 茨城県図書館情報ネットワークの横断検索及び相互貸借システムを運用し、資料の相互貸借が円滑に行えるよう努めます。
- 県立図書館の職員が市町村立図書館等を巡回訪問し、情報交換や業務相談を行います。
- 児童資料関係の基本図書、参考図書等を整備するとともに、県立図書館のレファレンス事例を国立国会図書館の「レファレンス協同データベース」¹²で公開し、各館のレファレンスサービス¹³の向上を図ります。

(イ) 学校等との連携・協力

- 県内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の図書館及びPTA等に対する、学校図書館支援用図書（貸出図書パック）、団体貸出、相互貸借等による資料の貸出しなど、多様な子どもたちへの読書支援を行います。

(ウ) 大学図書館や国際子ども図書館との連携・協力

- 大学図書館と連携して、児童図書及び関連資料等の相互貸借を進めるとともに、レファレンスサービスの充実を図ります。また、市町村立図書館等と県内の大学図書館との連携・協力を支援します。
- 国際子ども図書館¹⁴との間で、児童図書の提供やサービスに係る各種情報の収集・提供等、連携・協力を図ります。

(エ) 公民館等との連携・協力

- 公民館等で行われている先進的な事例を紹介するなど、地域全体での子どもの読書活動の活性化を図られるよう市町村に働きかけます。
- 放課後や休日に子どもたちが集まる放課後児童クラブや児童館等において行われる取組を団体貸出等により支援します。
- 保護者や地域のボランティア等による読み聞かせやブックトーク、本の紹介等の活動が推進されるよう市町村に働きかけます。
- 本の選び方や子どもの読書に関わるネットワークを広げるため、研修会などへの参加を呼びかけます。

イ 民間団体との連携・協力

- 県内の読書団体、読書ボランティアグループ等と連携し読み聞かせ等を推進するとともに、情報交換や講演会等を行うなど、家庭・地域・学校の連携の推進を図ります。
- 県内の企業等との連携・協力を図り、子どもの読書活動の推進に努めます。

(2) 人材育成の推進

① 人材育成の必要性

多様な子どもたちの個別最適な読書環境を実現するために、図書館職員やボランティア、教職員等の資質向上を図ります。

子どもの読書活動の担い手の資質・能力の向上や、読書活動の重要性を認識する機会の増加を図ります。

② 具体的な取組

- 県内図書館全体の職員を対象とした、経験年数や職能等に応じたきめ細かい研修を実施することで、資質の向上を図ります。また、多様な子どもたちの個別最適な読書環境の提供や子どもの視点に立った読書活動の推進等について理解促進を図ります。
- 読み聞かせ等のボランティア活動を希望する県民を対象に、研修会等を実施し、ボ

ランティアの養成及び資質の向上を図ります。

- 保護者やボランティア等に対し、児童図書を紹介するなど、子どもたちが様々な資料に触れられる環境づくりに努めます。
- 県教育研修センターにおける、各教科・領域の研修講座や、学校図書館研究部の取組等を通じて、教職員の指導力向上を図ります。
- 県教育研修センターにおいて県立図書館の利活用方法の案内展示等を行い、学校等における地域の図書館等の活用が促進されるよう、教職員の理解を図ります。
- 各学校においては、校内研修等とおして読書の意義や指導方法に関する全教職員の理解を促進します。

(3) 啓発・広報等の推進

① 啓発・広報等の必要性

子ども読書活動について県民の関心と理解を深めるとともに、子どもの読書への意欲を高めるため、啓発・広報活動を行うことが大切です。

「子ども読書の日」(4月23日)や「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)等において、市町村立図書館等、学校等でその趣旨に沿った事業を実施することをおして、社会全体で読書の意義や重要性について理解を深めていくことが望まれます。

また、子どもの読書活動に対する県民の意識が高まるよう、公立図書館等、学校、民間団体等の取組や図書に関する様々な情報を収集し、提供することが必要です。

② 具体的な取組

ア 「子ども読書の日」、「文字・活字文化の日」等における啓発・広報の推進

- 子どもの読書活動の重要性についての理解の浸透を図るため、「子ども読書の日」や「文字・活字文化の日」(10月27日)等について、ポスター・パネルを県立図書館等の公共施設に掲示するなど県民に対する周知・啓発に努めます。
- 県立図書館では、「こどもの読書週間」において子ども読書フェスティバルを、「読書週間」(10月27日～11月9日)においては読書フェスティバルを開催し、読書に親しむ機会の重要性等について啓発します。
- 県立図書館では、大学や民間団体等と連携したビブリオバトル¹⁵を実施するなど、本の魅力を伝えるための啓発に努めます。

イ インターネット等を活用した情報提供

- 県立図書館のホームページやSNS等、様々なメディアを通じて、子どもの読書活動の推進に関する事業を紹介するとともに、読書の楽しさや重要性についての啓発を図り、事業への参加を促します。

ウ 優良図書の普及

- 茨城県青少年の健全育成等に関する条例(平成21年茨城県条例第35号)第12

条の規定に基づき、子どもたちにとって有益と認められるものを優良図書として推奨しており、学校や市町村立図書館等へポスターを配布したり、ホームページやSNS等に優良図書概要一覧を掲載したりすることにより、家庭や地域への周知を図っていきます。また、県立図書館においては、優良図書コーナーを設置し、優良図書の普及を図ります。

(4) 発達段階に応じた取組

① 発達段階に応じた読書活動推進の必要性

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

他方、子どもの発達は多様であり、個々の子どもの状況を十分に勘案した上で、乳幼児期から切れ目のない個別最適な読書活動の推進を目指す必要があります。

※ 読書に関する発達段階ごとの特徴については、国における「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ（平成30年3月）」において以下の傾向があると指摘されています。

- | |
|--|
| <p>① 就学前（幼稚園、保育所、認定こども園等）の時期（おおむね6歳頃まで）
乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言語を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。</p> <p>② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。・ 中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。・ 高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。 <p>③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）
多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。</p> <p>④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）
読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。</p> |
|--|

出典：子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ（平成30年3月）

② 具体的な取組

- 各幼児教育施設において、幼児が興味をもち、想像を豊かに広げられるような読み聞かせの題材選びや方法の工夫及び集団で楽しむ雰囲気づくりに努めます。
- 各幼児教育施設において、幼児が主体的に絵本や物語に親しんでいけるような、興味・関心、発達段階、季節や行事との関連等を踏まえた絵本の活用に努めます。
- 各学校において、推薦本の紹介（ブックトーク、本の帯やポップづくり等）、味見読書¹⁶、ビブリオバトル、読書へのアニメーション¹⁷等、児童生徒が主体となって実施する活動や協働的な活動を推進する取組を行います。
- 各学校において、図書委員会活動の活性化等、児童生徒が読書推進のリーダーとなるための活動に取り組みます。
- 県教育委員会において、「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」の取組を推進します。

2 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常生活の中で形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、保護者が子どもの読書活動の機会の充実及び習慣化に積極的な役割を果たすことが求められています。

子どもの読書活動を推進する上では、読書をとおして家族が話し合う時間をもったり、保護者自身が読書の機会を設けたりすることなども効果的です。

これらのことから、子どもの読書活動に対する興味・関心をそれぞれの家庭にあった方法で引き出せるよう、様々な機関が連携して啓発に努めます。

(2) 家庭における読書活動支援の具体的な取組

① ブックスタート等の推進

- 家庭における読書活動を促進するため、市町村と連携してブックスタートやセカンドブック¹⁸等を奨励します。

② 読書活動への理解促進・情報提供

- 親子を対象とした子育てや家庭教育に関するイベント、講座、就学時健診等、保育者が集まる様々な機会を捉えて、読書活動の重要性について発信します。
- 読み聞かせの楽しさや家庭における読書の重要性についての理解促進を図るため、県教育委員会が運営するポータルサイト「家庭教育応援ナビ」を活用し、発達段階に応じた「おすすめの本」を定期的に掲載することで、読書に関する情報提供に努めます。

3 地域における子どもの読書活動の推進

【公立図書館等】

(1) 子どもの読書活動推進における公立図書館等の役割

公立図書館等は、子どもにとって身近な場所で、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に手にとって選ぶことができるなど、読書の楽しみを知ることができる場です。

また、子どもが読書を通じて豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるために必要な読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、生涯にわたって自分を成長させることのできる学びの場でもあります。

さらに、保護者や読書活動を推進する団体・グループにとっては、子どもに与えたい本を選んだり、読書について相談したりすることができる場です。

このように、公立図書館等には、地域における子どもの読書活動を推進する上で、重要な役割があります。

(2) 県立図書館の具体的な取組

① 読書に親しむ機会の提供

- 読書への関心が低い子どもたちにも、読書のきっかけをつくるため、「子ども読書フェスティバル」等のイベント開催や講座の実施により、読書に親しむ機会を提供します。また、イベント開催や講座の実施に当たっては、子どもの意見を反映するように努めます。
- 館内スペース「こどもとしょしつ」、「児童図書研究室」、「おはなししつ」、「対面朗読室」等を活用し、来館する子どもや保護者に対して、図書の提供や読み聞かせ、ブックトーク、対面朗読等のサービスを行います。
- 障害等により来館が困難な子どもに対しては、郵送により資料の貸出を行います。また、フリースクールや病院等に対しては、学校図書館支援用図書（貸出図書パック）や団体貸出により支援するなど、多様な子どもたちの読書に親しむ機会を提供します。
- 子ども読書フェスティバル及び読書フェスティバルにおいて、高校生ボランティアと協力してイベントを実施します。
- デジタル技術の活用は、多様な子どもたちの読書機会の確保や非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするために有効であり、アクセシブルな電子書籍等¹⁹の導入など、デジタル社会に対応した読書環境の整備について検討します。

② 図書資料、施設等の整備・充実

- 優良な児童図書の購入に特に力を入れ、蔵書の拡充を図ります。
- 大活字本等の充実や「りんごの棚」²⁰などの展示、読書支援機器の整備等、障害があっても読書を楽しめる環境づくりに努めます。

- 県内に在住する外国人の子どもの増加や学校等における外国語活動の取組等を踏まえ、外国語児童資料の収集、外国語おはなしかいの開催、やさしい日本語による利用案内やレファレンスサービスを行うとともに、市町村立図書館等への支援を行います。
- 子どもの発達段階に合わせた図書資料及び保護者向け図書資料を収集し、「ティーンズコーナー」や「こども育児支援コーナー」等において提供することにより、親子ともに読書に親しめる環境整備に努めます。

③ 市町村立図書館等での利活用

- 県立図書館の資料を利用者が希望する市町村立図書館等で受け取ることができる遠隔地貸出サービス（ぶっくびん）を広く周知し、活用を図ります。
- 相互貸借や団体貸出等により、県内の子どもたちがより多くの資料を活用できるよう努めます。

（３）市町村立図書館等の具体的な取組

県内においては、多くの市町村で公立図書館の整備が進む一方で、未だ公立図書館の整備がされていない町村もあります。そうした図書館未設置の町村においては、図書館整備の推進を図るとともに、様々なサービスの地域間格差の解消に努めていく必要があります。

- 子どもの発達段階に応じた資料やアクセシブルな書籍²¹・電子書籍、外国語児童資料等の整備・提供、読書支援機器等の整備、多言語対応等による多様な子どもたちの読書機会の確保
- 電子図書館サービス（電子書籍サービス）の導入及び活用による、子どもが本にアクセスしやすい環境の整備
- 多様な子どもの視点に立ったサービスの改善や資料の充実

【民間団体等】

（１）子どもの読書活動推進における民間団体等の役割

地域における子どもの読書活動を推進するうえでは、ボランティアや読書関係団体等をはじめ、多くの県民による支援が大変重要です。

こうしたボランティアや読書関係団体等が絵本・紙芝居等の読み聞かせをとおして子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、地域に根ざした多様な活動を行うことが期待されています。

（２）民間団体等への具体的な支援

- 読み聞かせやブックトーク等の活動を行う民間団体の支援を担当する市町村立図書館司書等に対して研修を実施し、地域における子どもの読書活動の促進を図ります。
- 読書ボランティア団体等との情報交換を行うなど、活動の活性化を支援します。

- 絵本の読み聞かせ会や読み聞かせを行う指導者養成など、子どもの読書活動の振興を図る「子どもゆめ基金」²²の助成制度を紹介し、民間団体の活動を支援します。
- 市町村立図書館等とともに、民間団体及び関係機関の連携・協力、情報交換の促進を図ります。

4 学校等における子どもの読書活動の推進

【幼児教育施設】

(1) 子どもの読書活動推進における幼児教育施設の役割

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、ねらいとして「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」ことが挙げられています。

教育活動や保育活動、子育て支援活動の一環として、絵本や物語などに触れる機会を設けるとともに、子どもたちがその内容と自分の経験とを結び付けたり、想像をめぐらせたりするなど、楽しみながら言葉に対する感覚が養われるようにすることが重要です。

また、幼児期に読書活動の楽しさを体験させるためには、保育者が読書の意義を十分に理解し、幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を図るとともに、本に触れることができる環境を整備することや、読み聞かせ等の意義や大切さについて保護者に周知・啓発することも大切です。

(2) 具体的な取組

① 読み聞かせや読書の楽しさと出会うための工夫

- レイアウトを工夫するなど、幼児が興味をもちやすく、落ち着いて見ることができるような図書スペースの設置に努めます。
- 公立図書館の団体貸出等のサービスを利用するなどして、幼児が多様な絵本に出会う機会を増やします。
- 幼児教育施設で児童生徒が読み聞かせを行うなど、幼児が絵本等に触れる機会を多様にするための小学校・中学校・高等学校等との連携を図ります。

② 読み聞かせ等の大切さや意義の普及

- 絵本等への興味を家庭でも広げ、生かしていくために、保護者への情報提供・助言や絵本等の貸出しに努めます。
- 未就園児の保護者に対する子育て支援の中で、幼児の読書に対する保護者の理解を深めるため、県教育委員会が運営するポータルサイト「家庭教育応援ナビ」を活用し、発達段階に応じた「おすすめの本」を掲載する等により、読書に関する情報提供に努めます。

【小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等】

(1) 子どもの読書活動推進における学校の役割

学校における読書活動の推進に資する取組は、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を形成していく上で大きな役割を担うとともに、家庭や地域における読書活動を充実させるうえで重要です。児童生徒が望ましい読書習慣をとおして自らを豊かにし、高めていくことは、実りある人生を築いていく上で非常に大切なことです。

そのため、各学校においては、学校図書館がもつ「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の三つの機能を十分に活用したり、学校図書館の整備・活用や読書指導等とおして様々な図書との出会いの機会を設けたりするとともに、各教科等において自発的な読書につながるような指導を工夫して行うことで、読書の質及び量の充実を図ることが求められます。

(2) 具体的な取組

① 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

- 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の各学校段階において、書活動の推進を図ります。
- 国語科や総合的な学習（探究）の時間をはじめとする各教科等の指導と関連させた読書指導を充実します。
- 例えば、全校一斉読書等の実施により児童生徒の読書の時間を確保し、読書の習慣付けを促進するとともに、「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」に取り組みます。
- 学校図書館図書委員の活動を活性化することで、学校図書館を活用した読書活動の推進を図ります。
- 公立図書館等で行っている団体貸出等のサービスを積極的に周知し、子どもたちの読書活動を拡充します。

② 特別な教育的支援を必要とする子どもの読書活動の推進

- 特別な教育的支援を必要とする子どもが豊かな読書活動を体験できるように、子どもの実態に応じた選書やアクセシブルな書籍の充実、環境の工夫、機器の活用等を図ります。
- 視覚障害者等情報総合ネットワーク「サピエ」の活用により、県立点字図書館の点字データをはじめ、学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用に努めます。

③ デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ICT を活用し言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保に努めます。

5 数値目標の設定

本計画の策定にあたり、数値目標を設定し、子どもの読書活動を推進するとともに、その達成状況を把握し、計画の進行管理を行います。

①公立図書館等における 児童生徒一人当たりの 児童図書平均貸出冊数		②年間50冊以上の本を読んでいる 児童と年間30冊以上の本を読 んでいる生徒の割合		③市町村の「子ども読書活 動推進計画」策定数	
令和6年度 (現状値)	令和11年度 (目標値)	令和6年度 (現状値)	令和11年度 (目標値)	令和6年度 (現状値)	令和11年度 (目標値)
14.5冊	15.0冊	児童 59.3%	60%	31市 (96.8%)	32市 (100%)
		生徒 15.3%	20%	10町村 (83.3%)	12町村 (100%)

【数値目標の考え方】

① 公立図書館等における児童生徒一人当たりの児童図書平均貸出冊数

次の計算式を基に算出（いずれも予測値）。

○ 公共図書館等における児童図書の貸出冊数/0歳～15歳までの年齢別人口

※ 本評価指標については、今後も進行が予想される児童生徒数の減少に鑑み、第四次推進計画で設定した「児童図書貸出冊数」から「児童生徒一人当たりの児童図書平均貸出冊数」に変更しています。

② 年間50冊以上の本を読んでいる児童と年間30冊以上の本を読んでいる生徒の割合

茨城県教育委員会が実施する「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」による。

③ 市町村の「子ども読書活動推進計画」策定数

第五次推進計画の計画期間において県内全市町村の計画策定を目指すもの。県内市町村からの報告による。

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制

(1) 市町村

子どもの読書活動においては、市町村の果たす役割が重要であることから、教育委員会のみならず福祉部局等と連携することに加え、学校、図書館、民間企業等、関係者との連携・協力など、横断的な取組が積極的に行われるよう働きかけます。

(2) 県

市町村と同様、教育委員会のみならず多様な主体と連携を図ることで、横断的な取組が行える体制整備に努めます。また、市町村等への協力推進や、市町村立図書館等に対して必要な支援を行います。

さらに、学校教育及び社会教育の関係者、学識経験者等からなる「いばらき子ども読書推進会議」を設置し、読書活動推進のための普及・啓発、関係機関との連携・協力に関することについて協議を行うとともに、効果的な推進が図られるよう努めます。なお、「いばらき子ども読書推進会議」は、同様の構成員をもつ図書館協議会等に代替して実施することで、様々な専門家による丁寧な協議の実施に努めます。

(3) 国

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次基本計画）」において、子どもの読書活動推進における国の主な役割は次のとおりとされています。

- 子どもの読書活動についての関心と理解を深めるために、「子ども読書の日」等の全国的な普及啓発の推進や、優れた取組を奨励する。
- 調査等を通じ、ICT を活用した取組や市町村推進計画の策定状況、子どもの不読に係る状況等、読書活動に関する各種データ等の収集や提供等を行うことで、都道府県や市町村等を支援する。
- 地方公共団体や図書館、学校図書館等の運営に参考となる資料等を作成し、変化する社会のニーズに対応した取組の促進を図る。

2 財政上の措置

この推進計画において示した各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

【用語解説】

No.	用語	初出箇所	用語の意味									
1	学校司書	p. 1	学校図書館の運営・活用等についてその役割を担う者。資格について、制度上の定めはない。									
2	ブックスタート	p. 1	乳児期から本に接してもらい、言葉と心を育てることに役に立てようという運動。0歳児健診の時などに市区町村が絵本を配布する。									
3	家庭教育応援ナビ	p. 1	県教育委員会が運営しているポータルサイトで、子育てや家庭教育に関する学びの機会と情報を提供している。									
4	児童サービス	p. 2	図書館における子ども向けサービスの総称。									
5	幼児教育施設	p. 2	本計画において「幼児教育」は、幼児に対する教育を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を指す。「幼児教育施設」は、保育所・幼稚園・認定こども園等を指す。									
6	保育者	p. 2	本計画において、「保育者」は、幼児教育に携わる保育士・幼稚園教諭・保育教諭等を指す。									
7	ブックトーク	p. 3	子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が沸くような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。									
8	みんなにすすめたい 一冊の本推進事業	p. 3	<p>学校が家庭や地域の協力を得ながら読書意欲を喚起して読書活動の推進に努め、国語力の向上と心の教育の充実を図ることを目的とした県の事業。平成28年度に「読書案内リーフレット（中学生版）」を、平成29年度には「読書案内リーフレット（小学生版）」を作成し、県教育委員会ホームページに掲載している。また、多くの図書を読んだ児童生徒には、以下の賞を授与している。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校4～6年生</th> <th>中学校1～3年生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県知事賞</td> <td>3年間で 300冊以上</td> <td>3年間で 150冊以上</td> </tr> <tr> <td>県教育長賞</td> <td>年間 50冊以上</td> <td>年間 30冊以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 小学校には特別支援学校小学部、中学校には特別支援学校中学部を含む。</p>		小学校4～6年生	中学校1～3年生	県知事賞	3年間で 300冊以上	3年間で 150冊以上	県教育長賞	年間 50冊以上	年間 30冊以上
	小学校4～6年生	中学校1～3年生										
県知事賞	3年間で 300冊以上	3年間で 150冊以上										
県教育長賞	年間 50冊以上	年間 30冊以上										
9	司書教諭	p. 3	学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導など、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う者。司書教諭の講習を修了した教員が、学校内の役割としてその職務を担当する。									

10	視覚障害者等情報総合ネットワーク「サピエ」	p. 3	「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デージーデータをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などさまざまな情報を提供するネットワーク。「サピエ図書館」は、全国のサピエ会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース。
11	学校図書館図書標準	p. 4	学校図書館の図書の充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するため、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部省（現在の文部科学省）が平成5年3月に定めたもの。
12	レファレンス協同データベース	p. 7	国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築しているレファレンス（調べものの相談）のデータベース。
13	レファレンスサービス	p. 7	図書館等で利用者の問い合わせに応じ、図書の照会や検索をする業務。
14	国際子ども図書館	p. 8	国立国会図書館法に基づく我が国唯一の国立の児童書専門図書館。国内外の豊富な資料と情報資源を活用し、子どもの本に関わる活動や調査研究を支援することにより、「子どもの本は世界をつなぎ、未来を拓く！」という理念の実現をその使命としている。
15	ビブリオバトル	p. 9	書評合戦のこと。基本的なルールは、以下のとおり。 ①発表者が読んで面白いと思った本を持って集まる。 ②順番に一人5分程度で本を紹介する。それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関する意見交換を2～3分程度行う。 ③全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決定する。 書評合戦（ビブリオバトル）の効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心をもつことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。
16	味見読書	p. 11	グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組。

17	読書へのアニメーション	p. 11	スペインのモンセラット・サルト氏らが開発したグループ参加型のメソッド。1974年ヨーロッパ各国の児童文学関係者、専門家の会議場で子どもの読書離れが話題となり、モンセラット・サルト氏らが20年に渡る試行錯誤を経て、「読書へのアニメーション」を開発した。お話の中に間違いを入れて読み聞かせた上で間違いを探させたり、あらすじをクイズにして出題したり、子どもの発達段階に応じて75の方法があり、深く読む習慣や読解力、コミュニケーション能力を養うことを目指す。
18	セカンドブック	p. 11	ブックスタートに次ぐ取組として、3歳児健診や小学校入学時などにおいて、子どもの年齢に合った絵本をプレゼントする運動。
19	アクセシブルな電子書籍等	p. 12	視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を指す。読書バリアフリー法では「電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録…(略)…であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるもの」と定義されており、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等が挙げられる。
20	りんごの棚	p. 12	スウェーデンの図書館でスタートした、特別なニーズのある子どもを対象としたサービス。紙に印刷された資料だけでなく、さまざまな利用しやすい形式の資料(アクセシブルな資料)を一つの場所に集めることで、子どもが自分に適した資料に出会える手助けをする取組。
21	アクセシブルな書籍	p. 13	視覚障害者等が利用しやすい書籍を指す。読書バリアフリー法では「点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍」と定義されており、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍等が挙げられる。
22	子どもゆめ基金	p. 14	独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して助成金を交付する基金。

いばらき子ども読書活動推進計画（第五次推進計画）

令和8年3月

発行 茨城県教育庁総務企画部生涯学習課

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-5318

E-mail：shogaku1@pref.ibaraki.lg.jp

